

「校内別室指導支援員配置事業」の補助金の継続・拡充を求める意見書

学校に通えない不登校の児童生徒が、増え続けていることが全国的な課題になっている。町田市においても、例外ではなく2023年度は30日以上欠席をした児童生徒が1378人(前年度比約26%増)となっている。不登校の児童生徒の居場所や教育保障の場所を提供することが国と自治体に求められている。

東京都教育委員会が、各学校の校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を、校内に設置して対応できるよう、支援員の配置にかかる費用の補助を23年度から2年間の事業として行った。「校内別室指導支援員配置事業」である。

町田市は、この補助金を活用して「校内教育支援センター」を立ち上げ、これまで空き教室などを活用して、登校するが教室には入れない生徒の居場所を作っている中学校4校に対して、1校当たり、指導員1人(週4日)、スクールソーシャルワーカー1人(週1日)を配置した。学習の場、相談の場として専門家が配置され、「校内教育支援センター」になって、利用者が増えている。また、教室に戻ることも比較的容易であり、不登校の未然防止としても効果的であることが確認されている。子どもたちや保護者、学校現場にも好評で、継続を望む声が寄せられている。

東京都の「校内別室指導支援員配置事業」の補助金は、24年度までで終了することになっているが、不登校の未然防止策として大変有効であることを鑑み、事業を継続すべきである。

よって、町田市議会は東京都に対して、「校内別室指導支援員配置事業」の補助金の継続と拡充を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。